

オリーブ
指定地域密着型通所介護、
介護予防・日常生活支援総合事業における指定介護予防型通所サービス事業
運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社エムエフディが設置するオリーブ（以下「事業所」という。）において実施する指定地域密着型通所介護事業、尼崎市介護予防・日常生活支援総合事業における指定介護予防型通所サービス（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び看護職員、介護職員、機能訓練指導員（以下「従業者」という。）が、要介護状態〔要支援状態〕等の利用者に対し、適切な指定地域密着型通所介護、介護予防型通所サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定地域密着型通所介護の提供にあたって、要介護状態の利用者に可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

介護予防型通所サービスの提供にあたって、要支援状態等の利用者に可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、要支援者の心身機能の回復を図り、もって要支援者等の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

- 2 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 指定地域密着型通所介護、介護予防型通所サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等へ情報の提供を行う。
- 6 前5項のほか、「尼崎市介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例」（平成24年12月21日条例第52号）、「尼崎市通

所型サービス（第一号通所事業）の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業の運営）

第3条 指定地域密着型通所介護、介護予防型通所サービスの提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

（事業所の名称等）

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（1）名 称 オリーブ

（2）所在地 兵庫県尼崎市次屋1-14-15

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

【1単位目・2単位目共通】

（1）管理者 1人

管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定地域密着型通所介護、介護予防型通所サービスの実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

（2）従業者

生活相談員 1人以上

介護職員 2人以上

機能訓練指導員 1人以上

看護職員 1人以上

介護職員は、指定地域密着型通所介護、介護予防型通所サービスの業務に当たる。

生活相談員は、事業所に対する指定地域密着型通所介護、介護予防型通所サービスの利用の申し込みに係る調整、他の従業者に対する相談助言及び技術指導を行い、また他の従業者と協力して地域密着型通所介護計画、介護予防型通所サービス計画の作成等を行う。

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

看護職員は、バイタルチェックや利用者の心身状態の管理を行う。

（営業日及び営業時間）

第6条 事業所の営業、営業時間及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日・営業時間

【1 単位目・2 単位目共通】

- ・営業日 月～金曜日 但し、12/30～1/3 を除く。
- ・営業時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。

(2) サービス提供時間

【1 単位目】

- ・午前 9 時 00 分から午後 12 時 15 分まで

【2 単位目】

- ・午後 1 時 15 分から午後 4 時 30 分まで

(指定地域密着型通所介護、介護予防型通所サービスの利用定員)

第 7 条 事業所の利用定員は、1 単位目、2 単位目ともに 18 名とする。

(指定地域密着型通所介護、介護予防型通所サービスの内容)

第 8 条 指定地域密着型通所介護、介護予防型通所サービスの内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

- (1) 介護
- (2) 生活相談
- (3) 機能訓練 及び レクリエーション
- (4) 送迎
- (5) 苦情・相談・助言に関することなど

(利用料等)

第 9 条 指定地域密着型通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

なお、法定代理受領サービス以外の利用料については、「**指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準**（平成 18 年 3 月 14 日厚生労働省告示第 126 号）」によるものとする。

- 2 介護予防型通所サービス提供した場合の利用料の額は、尼崎市における費用算定に関する基準要綱に定める額（月単位）とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、尼崎市における費用算定に関する基準要綱に定める額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

なお、法定代理受領サービス以外の利用料については、「尼崎市指定専門型訪問サ

ービス、指定標準型訪問サービス、指定介護予防型通所サービス及び介護予防ケアマネジメントに要する費用の額の算定に関する基準等を定める要綱」によるものとする。

- 3 利用者に提供するおやつ代について、1 回につき 100 円を徴収する。
- 4 利用者が使用するおむつ代については 100 円、パッド代については 50 円を徴収する。利用者が希望するクラブ活動・趣味活動にかかる費用については、その都度、実費を徴収する。
- 5 利用者が使用するガーゼ代については 50 円を徴収する。
- 6 その他、指定地域密着型通所介護、介護予防型通所サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用については実費を徴収する。
- 7 前 5 項の利用料等の支払を受けたときは、利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。
- 8 指定地域密着型通所介護、介護予防型通所サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の費用の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。
- 9 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。
- 10 法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型通所介護、介護予防型通所サービスに係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定地域密着型通所介護、介護予防型通所サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。
- 11 サービスのキャンセル料は受けないものとする。

（通常の事業の実施地域）

第 10 条 通常の事業の実施地域は、次の通りとする。

地域密着型通所介護：尼崎市

介護予防型通所サービス：尼崎市

（衛生管理等）

第 11 条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第 12 条 利用者は指定地域密着型通所介護、介護予防型通所サービスの提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

(緊急時等における対応方法)

第 13 条 事業者は事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故の発生又は再発防止のための指針を整備すること。
- (2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態を生じた場合に、当該事実が事業所の管理者に報告されるとともに、原因の分析の結果に基づき策定した改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。
- (3) 事故の発生の防止のための会議及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。
- 2 職員等は、指定地域密着型通所介護、介護予防型通所サービスの提供を行っているときに利用者に事故が発生した場合、又は病状の急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
- 3 前項の場合において、事業者は速やかに県、市町、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 4 事業者は、前 2 項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。
- 5 事業者は、利用者に対する地域密着型通所介護、介護予防型通所サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(苦情処理)

第 14 条 指定地域密着型通所介護、介護予防型通所サービスの提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、提供した指定地域密着型通所介護、介護予防型通所サービスに関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した指定地域密着型通所介護、介護予防型通所サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとと

もに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(秘密の保持)

第 15 条 事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 事業者は、従業者及び管理者であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。
- 3 事業者は、指定地域密着型通所介護、介護予防型通所サービスその他の介護サービスを提供する者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ておかなければならない。

(人格の尊重)

第 16 条 事業者は、当該事業の利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った地域密着型通所介護、介護予防型通所サービスを提供しなければならない。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 17 条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること
- (2) 虐待防止のための指針を整備すること
- (3) 虐待を防止するための従業者に対する研修を定期的実施
- (4) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (5) その他虐待防止のために必要な措置
- (6) 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(研修による計画的な人材育成)

第 18 条 事業者は、適切な地域密着型通所介護、介護予防型通所サービスが提供できるよう従業者の業務体制を整備するとともに、従業者の資質の向上のために、その

研修の機会を確保しなければならない。

- 2 前項の規定により、研修の実施計画に従業者の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、従業者の計画的な育成に努めるものとする。
- 3 従業者の資質向上のために次のとおり研修の機会を設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。
 - (1) 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年 3 回
- 4 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 5 事業所は、従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(非常災害対策)

第 19 条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年 2 回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(運営内容の自己評価並びに改善の義務付け及びその結果の公表)

第 20 条 事業者は、その提供する地域密着型通所介護、介護予防型通所サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

- 2 事業者は、前項における評価の公表するよう努めなければならない。

(暴力団等の影響の排除)

第 21 条 事業者及び事業所の管理者は暴力団員等でないこと。又、事業所は、その運営について、暴力団等の支配を受けてはならない。

(地域との連携等)

第 22 条 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する日常生活圏域の地域包括支援センターの職員、指定地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね 6 月に 1 回以上、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。

- 2 前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成して保存するとともに、当該記録を公表する。

- 3 事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を
行う等の地域との交流を図る。

(その他運営に関する重要事項)

第 23 条 事業所は、指定地域密着型通所介護、介護予防型通所サービスに関する諸記録を
整備し、その完結した日から最低 5 年間は保存するものとする。

- 2 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会社エムエフディと事
業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、令和 4 年 7 月 5 日より施行する。

この規程は、令和 5 年 1 1 月 1 日より施行する。

この規程は、令和 6 年 6 月 1 日より施行する。